○法　務　省

除籍が滅失した件 一三
原戸籍の一部が滅失した件 一三
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件 二四
日本国に帰化を許可する件 二四
戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 三〇
日本国に帰化を許可する件 三一
除籍が滅失した件 三一
日本国に帰化を許可する件 三二
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件 三八

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 三八
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 四
除籍が滅失した件 四
原戸籍の一部が滅失した件 四
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 八
日本国に帰化を許可する件 八
戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 一二
日本国に帰化を許可する件 一二
除籍が滅失した件 一二
日本国に帰化を許可する件 一二
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件 一三

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 一三
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 一三
日本国に帰化を許可する件 一四
〃 一五
〃 一五
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件 一五

除籍が滅失した件 一五
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 一六
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 一六
戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 一七
日本国に帰化を許可する件 一七
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件 一八
除籍が滅失した件 二二
日本国に帰化を許可する件 二三
戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 二四
公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 二五
不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件 二六
原戸籍が滅失した件 二六
除籍が滅失した件 二九
日本国に帰化を許可する件 二九
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件 二九

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 三〇
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 三〇
東日本大震災による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき、同項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件 三〇